



Title	抗日民主政權の法制概論：張晋藩主編『中国法制史』第19章(翻訳)(下)
Author(s)	張, 晋藩; 西村, 成雄
Citation	大阪外国語大学学報. 1989, 77, p. 141-150
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81227
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〔資 料〕

抗日民主政権の法制概論

——張晋藩主編『中国法制史』第19章（翻訳）（下）——

西 村 成 雄 訳

第三節 抗日民主政権の司法制度

一．裁判所組織

陝甘寧辺区と各抗日根拠地の人民司法機関は、ソビエト区における司法工作の優れた伝統を継承・発展させたものであり、苦しい戦闘の中で成立し、発展してきた。辺区の各級司法機関は、各級政府の構成部分であり、それは、中国共産党と抗日民主政府の政策・綱領・決議・布告・条例・法令等を裁判活動の根拠としていた。

抗日根拠地の司法機関の任務は、抗日民主政権の施政方針を徹底的に実行することであり、革命政府の法令を維持し、抗戦の利益を守り、辺区革命政権と抗日的諸階層の合法的權益を守るという責任を負っていた。その任務の中心は、漢奸・反動派を鎮圧して人民を守ることであった。併せて、裁判活動を通じて、人民が革命法制を遵守し積極的に抗日救国闘争に参加するように教育した。党の正確な指導のもと、司法機関は、この歴史的任務を完成させたのである。

1937年9月6日、西北弁事処体制が撤収された。これにともない、従来の司法部および各省・県・区裁判所も撤収されて、陝甘寧辺区高等裁判所及び各県の裁判所（後に司法所と改称）が設立され、延安市には地方裁判所が置かれた。その他の根拠地の司法機関は、根拠地の開設に随い徐々に設立されたが、その設置状況は陝甘寧辺区とだいたい同様であった。

辺区高等裁判所が1939年1月に公布した「陝甘寧辺区高等裁判所組織条例」⁽³⁶⁾は以下のように規定している。すなわち、高等裁判所は辺区の司法機関であり、辺区参議会の監督と辺区政府の指導を受け、参議会に対して責任を負い、辺区政府に対して直接報告を行う。高等裁判所は、辺区全域の裁判活動と司法行政活動を管轄する。高等裁判所の権限は、重要な刑事案件の第一審、地方裁判所の第一審判決に対する上訴案件、地方裁判所の裁定に対する抗告案件及び非訟事件である。

高等裁判所の裁判長は、辺区参議会の選挙によって選出され、高等裁判所における一切の裁判活動を監督・指揮し、地方裁判所の処理した案件を詳しく審査し、辺区における司法行政・司法教育・司法人員の違法行為に対する懲戒および刑務所の管理等についての責任を負っていた。

高等裁判所は、刑事法廷と民事法廷を有していたが、それぞれの法廷には、延長と判事がいて裁

判事務を執行した。また、必要な時には、巡回法廷を組織することができた。また、検察所・書記室・看守所及び労働感化院（監獄）があった。

高等裁判所分廷は訴訟人が当地において上訴できるよう便宜を図り、各県の司法所に対する指導を強化し、漢奸や反動派による破壊活動やその他の刑事犯罪活動に対して迅速に対処することを目的として、陝甘寧辺区政府は、1943年3月「陝甘寧辺区高等裁判所分廷組織草案」⁽³⁷⁾を公布したが、それは以下のように規定していた。すなわち、各分区の専員公署内に高等裁判所分廷を設け、辺区高等裁判所の出先機関とし、その分区の所轄県司法所の第一審判決に対する不服申立を管轄し、民事・刑事の上訴案件について第二審を行う裁判機関とする。分廷で三年以上の懲役になる可能性のある刑事案件については、判決文と事件の記録を高等裁判所に報告し、同裁判所はこれを再審理する。分廷には、延長・判事及び書記員を置く。延長は専員の兼任とする。

県司法所は県司法機関の設立当初、一般的には一人の裁判官が裁判業務を行うだけであった。1940年、各県の司法業務に対する指導の強化及び案件処理の質的向上を目的として各県において裁判委員会が成立した。この委員会は、中国共産党県書記・県長・裁判官・保安科長・保安大隊長によって組織され、重大な案件の処理について審議した。1941年、三三制の原則を貫徹するため、裁判委員会は廃止された。経験の蓄積と司法組織機構の健全化に伴い、1943年「県司法所組織条例」は、以下のように規定していた⁽³⁸⁾。すなわち、重大な刑事案件、重要な軍民間の案件、重要な政策にかかわる、あるいは風俗習慣にかなりの影響を与えるような案件、及び比較的大きな訴額になる民事案件については、司法所はいずれも県政府委員会或いは県政務会議の討論と決定に委ねなければならない。

陝甘寧辺区政府裁判委員会：1942年8月、辺区政府は裁判委員会を設置した。委員は5人で、辺区政府の正副主席が正副委員長を兼ね、その他の委員は、政務会議で政府委員の中から招聘して任命され、そのもとに秘書長・秘書・書記官等をおいた。裁判委員会の権限は、法令の解釈、及び高等裁判所の第一審・第二審判決に対する刑事上の上訴案件、高等裁判の第一審判決に対する民事上の上訴案件・行政訴訟案件・婚姻に関する案件及び死刑の再審についての案件を管轄することであった。なお、この委員会は、1944年3月に廃止された。

検察機関：陝甘寧辺区における高等裁判所の成立と同時に検察官がおかれ、裁判長の指導のもとに独立して検察権を行使した。一時高等検察所が設立され、検察長と検察官を置き、辺区の参議会に対して責任を負うとともに、辺区政府の指導を受けた。しかしながら、1942年、精兵簡政政策を実行するために廃止された⁽³⁹⁾。晋察冀辺区は、各級司法機関に主席検察官（1人）及び検察官（若干名）を置き、各級の行政部の首長或いは公安科幹部が兼任することを規定していた。また、その他の根拠地の検察機関の組織も大体同じであった。検察機関の主要な権限は、案件に関する調査・起訴及び判決の執行に対する監督であった。

二 訴訟制度

革命的秩序を打ち立て、辺区人民の合法的権利を保障するために、抗日根拠地の施政綱領はいず

れも、ただ司法機関と公安機関のみが犯人を逮捕・拘禁する権限を有し、裁判権は司法機関によってのみ統一的に行使されるという原則を規定していた。辺区の司法機関は、法に依って権限を行使するうえで、人民の便宜を図ることから出発し、大衆路線を貫き、調査研究と実事求是の優良な風を発揚し、裁判制度においては、裁判の方法と訴訟の手続きの面で多くの功績と創造があった。これらについて、以下、簡略に紹介することにする。

1. 上訴及び審級制度。「陝甘寧辺区における人權及び財産権を保障するための条例」は、「辺区人民が裁判機関の判決に不服な案件については、法に随い審級に応じて上訴することができる」と規定している。上訴制度とは、各県の司法所と地方裁判所が判決を下した一切の民事・刑事案件について、もし当事者が不服ならば上級の司法機関へ上訴することができるというものである。司法機関は、判決を宣告する際、当事者に対して上訴の期限（民事15日間、刑事10日間）と上訴機関を詳細に説明しなければならず、もし当事者が上訴を要求するときには、時を移さず事件の調書を上級の司法機関に送達し、圧力を加え口実を設けてそれを妨害してはならない。上訴制度の実行によって、訴訟当事者の合法的権利を守り、案件の法による正確な判決を保証し、誤審を防止することができたのである。

当時の審級制度は、基本的には、二級終審制、すなわち県の司法所（又は地方裁判所）を第一審とし、辺区高等裁判所及びその分廷を第二審とした。陝甘寧辺区高等裁判所が設立された1937年から41年に至るまでは、三級三審制の実施を宣言し、県の裁判所を第一審とし、辺区高等裁判所を第二審とし、団結・抗日を考慮して国民政府の最高裁判所を第三審としていた。しかしながら、辺区の裁判所と国民政府の最高裁判所の間にはいかなる関係も有さなかった。第二審判決に不服であれば、辺区政府に上訴することによって、高等裁判所に再審理を行わせることができた。このため、1942年6月、陝甘寧辺区は、今一度三審終審制を実施し、辺区政府の裁判委員会を第三審とした。辺区は農村であり交通が不便であるという状況から、二審終審制が適しているということが実践の中で証明され、1944年3月には再び二審終審制が回復した。このようにして、当事者の上訴の権利を保障し、漢奸・反動分子やその他の犯罪分子に機をのがさず懲罰を加え、更に、少数の人が長い間裁判にかかわることによって不必要な損失を招くということを防ぐことができたのである。

敵後方の抗日根拠地の審級制度も、基本的には二審終審制であったが、やはり変化もあった。例えば、晋察冀辺区では、1938年以来、二審終審制を実行してきたが、1939年4月、上述した原因により三審制度に改め、1940年5月になって従来の二審終審制に回復した。1944年1月に公布された「晋察冀辺区裁判所組織条例」⁽⁴⁰⁾は、人民の権利を保障するため、もし辺区高等裁判所の判決に不服な場合は、辺区行政委員会にその審査を申し出ることができると規定している。晋冀魯豫辺区は、1942年9月以降、三審制に改め、県司法機関を第一審、分廷を第二審、辺区高等裁判所を第三審とした。総じていえば、各根拠地は、いずれも辺区高等裁判所を最終審判機関としていたのである。

2. 人民陪審制度。人民陪審制度は、裁判活動の民主化の重要なメルクマールの一つであり、また、革命大衆を組織して国家の管理及び司法活動の監督に参加させるための一種の組織形態でもあ

った。司法の実践において、辺区の人民陪審制度は三種の形態 (1)裁判機関が陪審員を要請するもの、(2)民衆団体が陪審員を選挙するもの、(3)機関・部隊・団体の選挙によって陪審員を決めるもの、を有していた。裁判官と人民陪審員は人民法廷を構成し、裁判官と人民陪審員は、初審の案件審理に際し、同等の権利を有していた。人民陪審員は人民の中から選ばれ大衆の利益を代表するものであり、彼らは、裁判活動に参加することを通じて、一方では、人民大衆の政治的情熱を鼓舞して国家の主人公たる責任感を強め、機を逃さず民衆の要求や意見を反映して人民の裁判活動への監督を強化することが可能であり、他方では、陪審員は、証拠を集めることに協力して事件の状況を調査・究明し、判決内容を研究・決定し、当事者に対して法律について説明し道理を明らかにすることによって事件を迅速に正確に処理することができたのである。

3. 裁判の公開と弁護制度。民衆に対する法制の宣伝・教育のために、各根拠地はいずれも公開裁判制度を有していた。司法機関が案件を審理する際、法律に規定のある場合を除いて、一律に公開裁判を実施して、民衆の傍聴と発言を許可した。重大な案件はその布告を貼り出し、典型的な案件の判決書は印刷して区・村に広く宣伝した。

各辺区が実施した弁護制度は、当事者の訴訟の権利を守り、民主主義的法制の尊厳を保つところから出発していた。開廷審判にあたって、親族或いは法律的知識を有している者に出廷を要請し、刑事被告の弁護人・民事の代理人とすることができた。延安では、いくつかの案件を審理するにあたり、弁護人が出廷して被告の弁護にあたった。人民団体は、その所属する構成員に対し、訴訟を代行する責任を負った。

4. 再審理及び裁判監督制度。各辺区は、刑事犯罪における死刑判決を厳しく制限していた。死刑判決となったごく少数の案件については、きわめて慎重に取り扱い厳格な再審制度を規定していた。およそ死刑判決となる可能性のある案件については、判決文とその論旨を高等裁判所に送付して再審理し、この過程を経て始めて判決を宣告することができた。判決を宣告してのち、被告が上訴するか否かを問わず、すべて辺区政府に報告して再審理をうけ、辺区政府主席の批准を得てはじめて刑を執行することができた。しかしながら、戦争の緊急事態のもとにおいてはこの限りでなかった。1942年5月、晋察冀辺区では、戦争のため死刑の再審理権を当地の公署が代行した。再審理制度は、罪の程度が極めて重い漢奸・反動分子に的確に打撃を与え、無辜の公民や死刑に相当しない犯罪者を保護して誤って刑の執行を行うことを防止する上で、重大な意義を有するものであった。

各辺区は、いずれも裁判監督制度を設けていたが、それは上級の司法機関が下級を監督するものと、人民大衆が監督するものに分けられる。上級司法機関による監督は、上訴案件を審理し、或いは人を派遣して調査活動を行うことの他に、第一に、案件を審議することを通して裁判の進行を監督することがあげられる。すなわち、下級の司法機関は、一定の刑期以上（たとえば3年以上の懲役）の案件について、判決を宣告する前に、判決文とその論旨を上級機関に送付して再審理を受けることを規定していた。上級の司法機関は、再調査を経て、個々の状況を勘案して、それぞれ、「更に調査の要あり」、「判決文、論旨は妥当なものである」という指示を作制し、或いは、直接判決を

改めることもあった。第二に、批復制度⁽⁴¹⁾を通して下級の司法機関が活動するうえで曖昧で判断しにくい問題に対する法律手続き上の指導を与えることである。人民大衆の司法機関に対する監督とは、司法機関がそれと対等の関係にある参議会に報告をおこなわねばならず、随時注意を払って参議員と大衆の意見を聞き、参議会の決議案を執行して司法活動の改良・進歩を図ることを指す。これらは、いずれも司法機関の裁判活動を監督する上で有効な措置であり、刑の不公平を回避し、誤った判決を下すことを防止・減少させ、裁判業務における司法幹部の水準を高める上でたすけとなるものであった。

5. 法の前における平等の原則。1941年5月、陝甘寧辺区政府主席林伯渠⁽⁴²⁾は、辺区司法制度の基本精神とは、「革命的諸階級の利益を保護し、資本主義国における諸階級の法の前における虚偽の平等を正し、真に実質的な平等をもってこれに代えることである」と述べた。この原則は、二つの側面を有している。すなわち、一つには、法律は抗日的諸階級を構成する人々に対しては一律平等に適用しなければならず、抗日と民主に賛成する地主・富農・資本家が法を犯した場合、労農大衆と同様の基準で刑罰を加え、出身階級によって処罰を重くしないということであり、二つには、公務員と人民は法の前には平等ということである。革命根拠地が樹立されると、旧時の身分や特権はまもなく廃止され、共産黨員か一般の民衆であるか、首長か一般公務員であるか、公務員か人民大衆であるか、指揮官か兵士であるかを問わず、法を犯した場合は、すべて厳格に法に依拠して裁かれ、古くからの黨員で功労が大きく地位が高い者でも法に触れた者に対してはいかなる特別の待遇や例外をも許さなかったのである。1937年10月、延安で起きた黄克功が劉茜を銃殺した事件の処理はその一つの典型的な例である。古くからの紅軍の軍人・黨員であった黄克功が陝北公学の学生劉茜に結婚を迫ったが拒絶されたため銃殺した事件によって、彼は辺区高等裁判所で死刑の判決を受けた。中央主席毛沢東は、この事件について裁判長雷経天に対する手紙の中で次の様に指摘している。「……黄克功が一般人ではないが故に、彼が永年の共産黨員であり、永年の紅軍の軍人であるが故に、このように処置しないわけにはいかない」「もし彼の犯罪を赦免するならば党を教育することはできず、紅軍を教育することはできず、革命家を教育することはできず、ましてや一人の一般人を教育することはできないであろう」「共産党と紅軍は、自らの黨員と紅軍の構成員に対しては、一般の人民よりもさらに厳しい規律を執行しないわけにはいかない」。この事件に関する判決は、理論と実践の両面から法律のもとにおける人間の平等という原則を貫徹するための基礎を築いたものであり、辺区の民主的法制はその輝きを一層増したのである。

6. 拷問による供述を厳禁すること、物的証拠を重視して供述を軽々に証拠としないという原則。各抗日根拠地はいずれも「体罰を断固として廃止し、物的証拠を重視し軽々に供述を証拠としない」ということを規定していた。このことは、抗日民主政権の人民民主主義の本質により決定づけられたものであり、人民の司法機関が反動政権の司法機関とは根本的に異なっているということの重要なメルクマールの一つである。野蛮な拷問を行い供述を迫り調査研究を重視しないならば、必然的に誤審が百出して冤罪で獄につながれるということが頻出することとなる。封建的な害毒の影響を

受けて、根拠地における司法実践においても、拷問による供述が行われたことがあったが、各辺区が施政綱領中の人權保障規定を厳格に執行するようになってからは、このような現象は日ごとに減少した。拷問による供述を厳禁することにより冤罪の発生を避けることができるようになり、また物的証拠を重視して口述を軽々に証拠としないということにより事件処理の質的向上を保障することができたのである。まさに、当時辺区主席であった林伯渠が1941年5月の政府活動報告において、物的証拠を重視して拷問を禁じたことにより「三年來の裁判のほとんどは適切に行われ、判決を不服とするものは非常に少なくなった。死刑判決を受けた犯罪人さえも、みな自らが死に処せられるべきであると認めていた」と指摘しているとおりである。

7. 訴訟手続きの簡素化。辺区の司法機関は、人民の便宜を図って人民の訴訟の権利を保障し、旧時の裁判所の古い規範を廃止して極めて簡便な訴訟手続きを実行した。すなわち、第一審及び第二審の民事・刑事案件を受理するさい、人民大衆の口頭の訴えにより書記官が筆記したものも書面で起訴したものと同等の効力を具えており、告訴の文面は形式にこだわらず、当事者に代わって代書するものとし、更に、各級司法機関は、文書・抄録・尋問・調査・検査などに関する一切の訴訟費用を徴収しないことになっていた。ただ晋察冀辺区の樹立当初、司法機関が少額の訴訟費用を徴収したことがあったが、1940年以後、命令により免除となった。管轄区域が不明で訴状が間違えて送付されたとき、司法機関はそれを受理するとともに、所轄地へ送達する責任を負った。この他、訴訟をすすめるなかでは、司法機関は人民の便宜を図って現地裁判を実行し、併せて判決文は通俗的でわかり易いものであることを要求し、文字や文意のわかりにくい従来の司法文書の書式に反対し、当事者に判決文の内容を明らかに提示した上で執行することになっていた。

三. 馬錫五裁判方式

陝甘寧辺区隴東專署専員で高等裁判所隴東分廷長を兼任していた馬錫五⁽⁴³⁾は大衆路線の工作方法を裁判活動に運用して司法上の民主主義を徹底した裁判方式——馬錫五裁判方式——を創り出した。彼は、誤審をただし、判断をつけにくく長期化していた裁判案件を解決し、人民の訴訟に費やす労力を軽減して大衆の大きな歓迎を受けた。辺区の人民は、親愛の情を籠めて彼のことを「馬青天」と誉め称えた。華池県の封捧児婚姻事件は、彼自らが処理にあたった典型的な事件例の一つである。

馬錫五裁判方式の特徴は、以下の通りである。すなわち、

1. 農村に深く入り、調査研究を行い、实事求是で事件の状況を把握すること。辺区は辺鄙な村に位置しているため、民衆は事件についての是非曲直・真偽虚実を的確に把握しており、従って、多くの事柄を発言することができる。このため、深く農村に入り、大衆の中で徹底した全面的な調査を行い、証拠の真偽を調査し供述の虚偽を明らかにしてこそ、实事求是で事件の状況を把握し、それを正確に処理することができるのである。封捧児の婚姻事件を審理するにあたり、馬錫五は事件の一部始終を徹底的に把握した上で、法律の原則にのっとりして非法な略奪結婚を無効とし、売買婚に制裁を加えた。更に、婚姻の自由の原則を堅持して、封・張両人の円満な結婚を成立させた。馬錫五は、また真剣な調査によって、財産をめあてとした蘇發雲の殺人事件に関する県司法所の誤

審をただしたが、これもまた、大きな影響力のある有名な判例である。

2. 民衆に依拠し、民衆を教育し、民衆の意見を尊重して、法に従って合理的に判決を下すこと。馬錫五は、「人民大衆に依拠して彼らとの連携を保持しながら裁判活動を行なえば、無限の力を発揮することができ、いかなる錯綜した複雑な案件や紛争であろうとも、容易に事情を明らかにして解決をすることができる」②ということを深く体得していた。このため、彼は、心の底から熱意を籠めて民衆に心を寄せ、彼らの意見を虚心に聞き、更に、民衆に対する宣伝活動を行って彼らの法観念および是非を分別する能力を高めることによって、民衆の意見と法律を一体のものとした。判決は法律に合致しているのみならず、当地の世論の賞賛するところとなり、双方の当事者が納得して従うばかりか、民衆による支持を得ることもできたのである。

3. 民衆が訴訟を起こすうえでの便宜を図り、手続きを簡素化すること。馬錫五同志は、辺区の司法工作者が人民の訴訟に便宜を図り人民の利益を保護する神聖な職責を有することを銘記し、人民の利益を重んじ冤罪を晴らし易いようにするため、彼の司法実践において、「古いしきたりに束縛されず形式に囚われず」に人民の訴訟の便宜を図る一連の方法を実施した。すなわち、書類を持って自ら事件の発生現場へ赴き、民衆との連携を保ちながら現地で裁判を行うこと、巡回法廷を組織して所轄の各県を定期的に視察し、司法活動を点検し、随時その場で上訴案件を受理すること、事件の審理に際しては、穏やかに尋問し、忍耐強く説得し、いい加減にあしらうことはせず、さらに審理を引延ばさないこと、形式にこだわらず、煩わしさを苦にせず、民衆はいかなる場所においても彼と話をし、訴えることができるようにしたことである。華池県の婚姻事件においては、封捧児は、路上で馬錫五に出会い大木の下へ彼を引っぱっていきそこで訴えを行ったものであり、審理はその場所——中庭でおこなわれたのである。

馬錫五の裁判方式は、民主的な裁判方式であり、党の指導のもと長い期間をかけて培われた優良な革命の伝統であり、辺区の民主的な司法活動の中から結論として引き出された良好な経験である。各根拠地に、馬錫五裁判方式が広められてからは、調査研究が盛んとなってよい判例が蓄積され、確固とした民衆の観点を確立した優秀なる司法幹部を養成し、長い期間を要しても解決が困難であった多くの事件を解決し、訴訟を減らし団結を促し生産活動には有利であり、抗戦を保障し新民主主義の司法制度のために貴重な内容を付け加えたのである。

四. 調停制度

人民による調停の優良な伝統は、抗日根拠地において形成され発展してきたものであり、調停の原則と内容、調停の組織形態と手順は、いずれも比較的成熟した段階へと発展した。

抗日根拠地の調停活動は、訴訟を減らし、生産の便宜を図り、人民に愛国と遵法を教育し、団結を強め、抗日民族統一戦線を強化する上で効果のある方法であり、人民司法活動の補助手段であり必要な補完的役割を果たすものである。そのため、各辺区政府は、いずれも調停工作を重視した。民衆の創造的経験に対する総括を基礎として、相前後して当該区域に適用される一連の条例・弁法・指示を公布した。例えば、1941年4月、山東人民政府は、「調停委員会臨時組織条例」⁽⁴⁴⁾を公布

し、1942年3月、晋西北行政公署は、「晋西北村調停臨時弁法」⁽⁴⁵⁾を公布し、1943年6月、陝甘寧辺区政府は、「陝甘寧辺区における民事・刑事事件に関する調停条例」⁽⁴⁶⁾などを公布した。これらの条例が規定する主要内容は以下のとおりである。

1. 調停の範囲。民事の紛争は、法律が別に規定しているものを除き、すべて調停を行うことができる。また。刑事事件において、軽微なものであれば調停を行うことができる。社会に対する危険性が比較的大きい刑事事件は、司法機関の法による処罰に委ねるべきであり、調停の範囲には属さない。

2. 調停の種類。調停を主催する個人又は単位の相違によって、以下の四種類に分けられる。

(一) 民間調停とは、人民大衆自らが紛争を解決することである。双方の当事者が各自隣人・親友・労働英雄・民衆の中で威信のある人および公正な開明紳士に調停への参加を要請してもらい、双方の争いを解決に導こうとするものである。紛争が彼らの所在する地区において発生したものであるため、問題は容易に解決するのである。しかも、事柄に応じて融通がきき、形式にこだわらず、団結と生産にとって有利であるので、陝甘寧辺区政府は、「90%以上の、更にはすべての争議は、鄉村中において人民自らの調停により解決がなされることが望ましい」と呼びかけた。綏徳西直溝村においては、調停活動が順調に行われ、数年の間訴訟を起こす人はなく、民間調停の模範村となった。

(二) 民衆団体による調停とは、民衆組織の調停により民衆間の紛争を解決することである。民衆団体は、民衆自らの組織であり、民衆団体の指導者は民衆の間で人望があり、彼らによる調停は紛争の収拾に導き易い。ある民衆団体は、また、専門の調停部門を設けて調停活動を行った。

(三) 政府による調停とは、基層人民政權が主催して民間の紛争を調停することである。この種の調停には二種類の形式がある。一つは、政府による直接の調停であり、すなわち当事者の双方または一方が郷(市)政府・区公署或いは県(市)政府に申請して法律に従って調停を行うものであり、もう一つは、人民政府が設立した専門機関——調停委員会において調停活動を行うものである。調停委員会の主任は政府の責任者が担当し、その構成員は政府によって民衆団体と進歩人士の中から選ばれ任命され、通常は生産活動から離れることはなかった。委員となる条件は、満18歳以上で、正当な職業を持ち、品行方正で、かねてから衆望がある人物であることで、さらに、一定数の公正な仕事を有している開明紳士を吸収して調停活動に参加させた。

(四) 司法調停とは、司法機関が案件を処理する一形式である。調停が成立すれば、それは法的効力を有し、双方の当事者は無条件にこれを執行しなければならない。

3. 調停活動の原則。

(一) 調停は、双方が自ら希望するところによらねばならない。調停者は説得・教育の方法で双方の当事者を同意させ、調停案を提起するのであり、脅迫・命令・威嚇を行うことはできず、調停書を作成することもできない。調停書には、調停者と当事者双方の共同の署名を必要とし、それを経て始めて効力を発することとなる。

(二) 調停は、法律に準拠し、民間の習慣も考慮しなければならない。調停は、無原則な「和稀泥」(やさしく慰めること)ではなく、ましてや無条件に事件にけりをつけて、人々を安心させることではない。それは法律に依拠して是非を明らかにし、紛争を解決することである。もし、調停の内容が政府の法令に違背し、封建的な迷信や遅れた習慣に迎合して抗戦に不利であるときは、ただちにそれを無効とし、政府はまたその取消しを宣告する権利を有していた。

(三) 調停は、訴訟の前提として必須のものではなく、当事者が調停を望まない場合、或いは調停が不成立の場合、いずれの側も司法機関に提訴をする権利を有しており、いかなる機関・個人もそれに干渉することはできない。司法機関もまた、いかなる口実によっても提訴の受理を拒むことはできない。

これらの原則は、調停工作における経験・教訓を総括して得られたものであった。従って、調停工作の広範な推進は、各抗日根拠地においていずれも大きな成果を収めた。陝甘寧辺区の司法調停を例にとれば、1942年、調停によって決着のついたものは、民事案件の18%を占め、1943年には40%に上昇し、1944年には48%に達した。政府・民衆団体及び民間による調停は、さらに顕著な成果を収めた。各地に調停模範村・郷及び調停英雄が少なからず出現し、それらは、政府の褒賞を受けた。

抗日戦争の苦難の時代において、調停活動の推進に努めたことは、特に大きな意義を有している。すなわち、調停を通して紛争を解決し、人民間の和睦と団結を強め、皆が心をひとつにして生産に務め、全力を投じて抗日民族解放事業を支援した。民衆は、調停に参加することにより法観念を深く認識し、訴訟を大幅に減少させた。調停活動の進展によって、司法機関の扱う案件も大幅に減少したが、そのことは、司法機関が重大な刑事案件や複雑な民事案件の処理に精力を集中する上で有利に機能し、それによって事件処理の質を向上させることになったのである。

五. 獄政制度

犯罪者の拘禁留置と改造を行うため、各根拠地はいずれも看守所及び監獄を設置した。一般的にいうと、高等裁判所およびその分廷は監獄を設置し、県司法所及び地方裁判所は看守所を設置した。既決囚と未決囚・罪状の軽重及び刑期の長短に基づいて、看守所と監獄において、それぞれ拘禁留置・教育を実施した。

監獄(看守所)は、獄長(所長)、典獄員(看守員)及び警備隊を置き、囚人の拘禁留置と警戒、教育と労働生活の管理などについて責任を有していた。

各辺区政府は、犯罪は社会にその根源を有しており、従って囚人を善良な人間に改造することができると考えており、この認識に基づいて、共産党の指導下の人民政府は、教育を通じて好ましくない習慣を持った人間を善良な人間に改造し得たのである。従って、囚人に対して懲罰と報復を加えることに反対し、感化教育を実行して、彼らを社会的に有益な人間に改造することを主張した。搾取階級による旧時の監獄とは異なり、辺区の監所は懲罰を加えるという役割を有していただけではなく、犯人を教育して改造するという目的を達成しようとしていたことがわかる。

囚人の管理については、彼らの人格を尊重することをその出発点として、自らが自らを管理するという原則を採用した。監所の指導のもと、囚人組織を結成して自らの生活・教育・労働の管理を行った。生活検討会を通して思想闘争を展開し、批判と自己批判を行い、囚人には意見を発表する機会を与えた。管理教育人員は、会議に参加し、また個別の面談、彼らに対する教育を行った。監所の管理規則は、囚人の人格を侮辱することや殴打すること及び罵倒することを禁じていた。遵法的態度を看取しうる囚人については、家庭の事情により休暇をとることを認め、改造の経過が良好なものについては、仮釈放或いは刑期の短縮を行って釈放して家に返すこともあった。

囚人に対して教育を行うことは、彼らが自らの誤りを悔悟することを助けるうえでその基礎となるものである。その教育の内容は、政治教育・文化教育及び労働技能教育に重点を置いていた。既決囚と未決囚・刑期の長短・文化水準の高低に基づいて、学習班を編成し、また囚人の中から文化水準の高い者を選んで教員とした。政治思想教育は主として抗日愛国教育であり、民族意識を啓発して政府の政策・法令を解説し、囚人の要求に対して犯罪を引き起こした思想的根拠を分析することは、囚人に罪を認めさせて法に服し悔い改めて更生するという確信を持たせることを促した。文化教育は主として識字教育と科学常識に関する教育であった。囚人の教育には、一般的には教学計画と課程表があり、毎日の授業と定期検査と点検が行われた。

囚人の生活面では、更生を促進することに効果があるようにとの認識から出発した。すなわち、彼らの精神的・物質的な苦痛をできる限り軽減し、宿舎を清潔に保って衛生面に留意し、季節ごとに日用品を供給し、病気の際には治療を施し、外部との通信や家族・友人との面会はすべて自由に行われた。出獄後は、自ら生計をたてることが可能であった。また一方では、囚人の生活を改善して人民の負担を軽減し、生産の発展を促進したのである。

【原註】

- ② 馬錫五「新民主主義革命段階における陝甘寧辺区の人民司法工作」『政法研究』1965年第1期。

【訳註】

- (36) 韓延龍・常兆儒編『中国新民主主義革命時期根拠地法制文献選編』第三卷所収。ただし、同書では、1939年4月公布としている。
- (37) 同前書所収。
- (38) 同前書所収。
- (39) 軍隊の精鋭化と行政の簡素化を図ること。
- (40) 『選編』第三卷所収。ただし、同書では、1943年2月公布としている。
- (41) 下級機関から報告または指示を求めてきたのに対して回答を与えること。
- (42) 林伯渠（1885～1960）。1921年、中国共産党に入党、37年、陝甘寧辺区政府主席、38年、党中央委員、45年、中央政治局委員。
- (43) 馬錫五（1889～1962）。1935年、中国共産党に入党。陝甘省ソビエト主席、慶陽などにおいて専区委員、陝甘寧辺区高等裁判所長などを歴任。
- (44) 『選編』第三卷所収。
- (45) 同前書所収。
- (46) 同前書所収。